

2026 年 1 月 30 日

USEN 少額短期保険株式会社

令和 8 年 1 月 21 日からの大雪により被害を受けられました皆さまへ

令和 8 年 1 月 21 日からの大雪により被害を受けられた皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、保険料払込猶予期間の特別措置を実施させていただきます。

<保険料払込猶予期間の特別措置>

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客さま専用フリーダイヤル 0120-009-680

※ 受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

※2026 年 2 月 5 日更新

適用都道府県	適用地域	法適用日
青森県	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、 平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、 東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、北津軽郡板柳町、 北津軽郡鶴田町、上北郡野辺地町	1 月 29 日
青森県	西津軽郡深浦町	1 月 30 日
青森県	中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、 南津軽郡田舎館村、北津軽郡中泊町、上北郡六ヶ所村	2 月 2 日
新潟県	小千谷市、魚沼市	2 月 2 日
新潟県	長岡市	2 月 3 日
秋田県	能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、 鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町	2 月 3 日
新潟県	上越市	2 月 4 日

山形県

新庄市、最上郡舟形町、最上郡鮭川村

2月4日